

## 参考資料

---

- 1 策定経緯
- 2 策定体制
- 3 泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会
- 4 泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議
- 5 用語解説



## 参考資料

### 1 策定経緯

日時	事項	内容
令和5年 1月	都市計画マスタープラン改定 に関する市民アンケート調査	・配布数 2,000人(18歳以上) ・回収数 821人
令和5年 5月9日	第1回泉南市都市計画 マスタープラン策定等庁内会議	・策定方針(案) ・現状と動向 ・市民アンケート調査結果 ・現行計画の検証(依頼)
令和5年 5~6月	現行計画の検証	・庁内での検証調査
令和5年 7月12、18日	庁内関係課ヒアリング	・検証確認及び今後の取組
令和5年 8月7日	第1回泉南市都市計画 マスタープラン策定等委員会	・泉南市の現状 ・策定方針(案) ・今後の都市づくりの方向について
令和5年 10月12日	泉南市都市計画審議会	・策定方針 ・市の現状と課題
令和6年 1月12日	第2回泉南市都市計画 マスタープラン策定等庁内会議	・都市の将来像 ・都市づくりの方針(分野別)
令和6年 2月22日	第2回泉南市都市計画 マスタープラン策定等委員会	・見直しにあたり着目すべき視点 ・将来像、将来都市構造の見直し ・分野別方針
令和6年 7月29日	第3回泉南市都市計画 マスタープラン策定等庁内会議	・全体構想 ・地域別構想 ・実現化方策
令和6年 9月26日	第3回泉南市都市計画 マスタープラン策定等委員会	・全体構想 ・地域別構想 ・実現化方策
令和6年 11月25日~ 12月23日	大阪府との調整	・都市計画マスタープラン(素案)
令和6年 12月26日	泉南市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(素案)

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考  
資料

参考資料  
／  
1 策定経緯

日時	事項	内容
令和7年 1月6日～ 2月5日	パブリックコメント	・素案について市民に意見聴収
令和7年 2月19日	第4回泉南市都市計画 マスタープラン策定等委員会	・パブリックコメント等の回答 ・都市計画マスタープラン（原案）
令和7年 3月13日	泉南市都市計画マスタープラン （原案）を市長へ報告	・都市計画マスタープラン策定等委 員会から報告
令和7年 3月27日	泉南市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン（原案） の諮問・答申



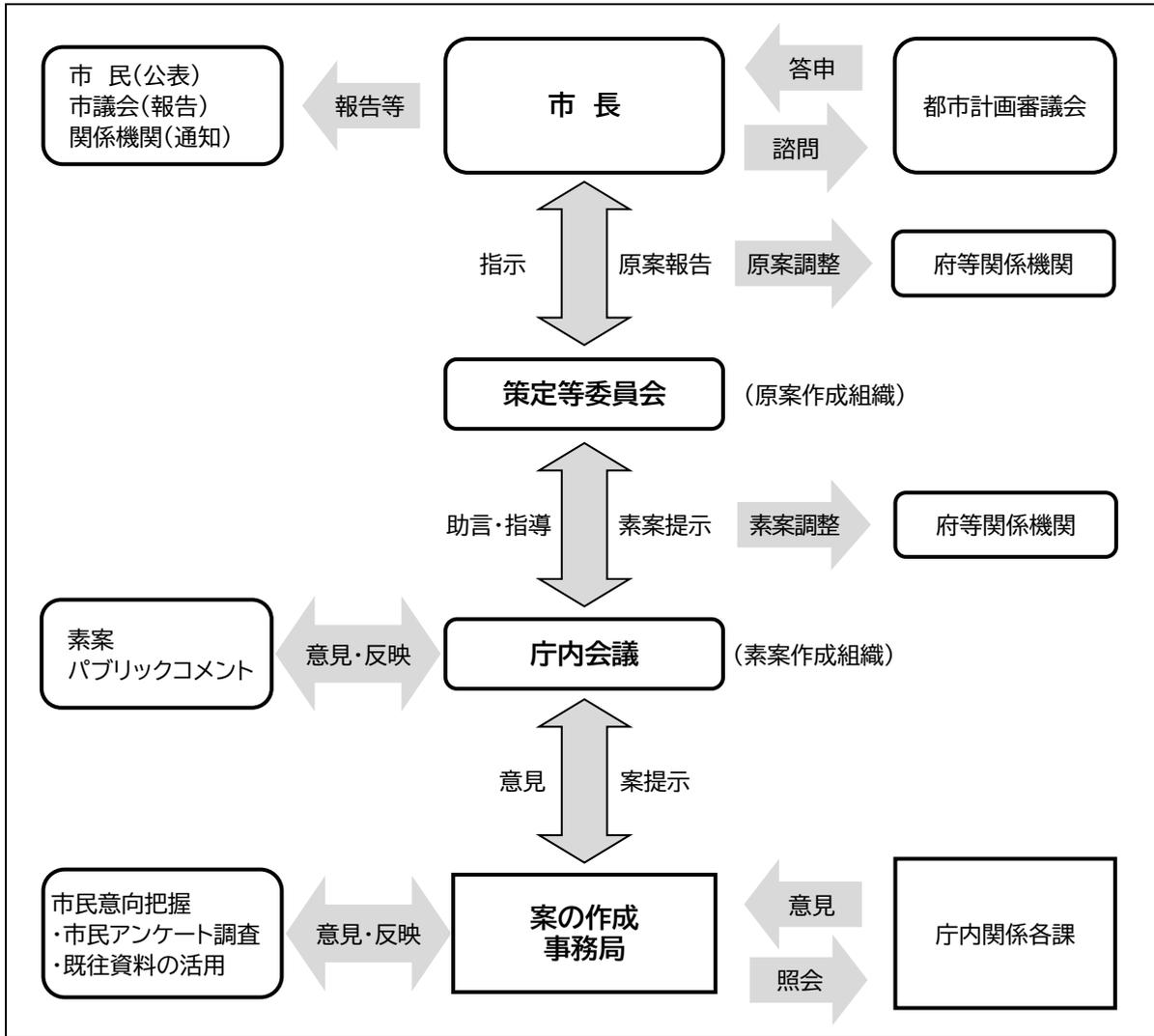
委員任命式



策定等委員会



原案の報告



## 規則第5号

## 泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和46年条例第11号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他の委員会について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長1人、副会長1人を置き、第2条第2項第1号委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画マスタープランを所管する組織において処理する。

## (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

### 泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会 名簿

	氏 名	摘 要
会長	下村 泰彦	大阪公立大学 名誉教授
副会長	佐久間 康富	和歌山大学 システム工学部システム工学科 教授
委員	若井 良夫	公募委員
//	柿花 千晶	公募委員
//	東 和宏	泉南市農業委員会 会長
//	伊藤 公喜	泉南市 成長戦略室長
//	伊藤 好幸	泉南市 都市整備部長
//	川端 豊	泉南市 行政経営部長
//	宮阪 宏	泉南市 市民生活環境部長 (第2回委員会まで、令和6年3月31日離任)
//	眞田 知彦	泉南市 市民生活環境部長 (第3回委員会より、令和6年4月1日着任)
//	辻 嘉彦	泉南市 公共施設再編室長

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考  
資料

参考資料 / 3 泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会

## 泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議設置要綱

## (設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき本市における都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するための事前調査及び調整を行うため、泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項の事前調査及び調整を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの全体構想の策定に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの地域別構想の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要なこと。

## (組織)

第3条 庁内会議の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる関係各課の課長及び職員をもって組織する。

2 庁内会議に座長を置き、都市整備部都市計画課長をもって充てる。

3 座長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

## (会議)

第4条 庁内会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要と認めたときは、委員以外の職員に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## 附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

所属	
行政経営部	政策推進課
	危機管理課
成長戦略室	プロモーション戦略課
	連携戦略課
公共施設再編室	公共施設再編課
市民生活環境部	環境整備課
	清掃課
	産業振興課
都市整備部	道路課
	住宅公園課
	審査指導課
	下水道課
	都市政策課(事務局)

あ行	
OODA(ウーダ)ループ	観察(Observe)、情勢判断(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Act)の4段階をループする考え方。現状を観察し、確認できた情勢から予測や判断を行い、素早く決断、実行へと行動する理論。PDCAサイクルが「計画」を重要視するのに対して、OODA ループは、「情勢判断」を重要視するため、臨機応変な対応が可能という特徴がある。
ウェルビーイング (Well-Being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。
駅前広場	鉄道利用者のバスへの乗り換えなどのターミナル交通を処理する役割と人々の交流や都市景観を形づくる役割を担う鉄道駅に隣接する広場のこと。
NPO	福祉(医療・福祉)、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のこと。 NPO法に則して認証されたNPO法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。
延焼遮断空間	地震等により発生する都市火災において、延焼拡大する市街地大火を阻止する帯状の不燃空間であり、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設とその沿線で不燃化された建築物により構築される空間のこと。
沿道利用	車輛の通行上必要不可欠なサービスを指し、ガソリンスタンドや自動車修理場等がこれに該当するとされている。広い意味では、幹線道路沿道という立地条件をいかした商業・業務など、多様な市民サービス機能全般を指す。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に対して表示、設置する看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものこと。
大阪府自然環境保全条例	自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進することにより、豊かな自然と人とが触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象の防止をはじめとする都市環境の改善がなされる等、広く府民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の府民にこれを継承できるよう、現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした条例のこと。
大阪府農空間保全条例	府民とともに都市農業・農空間を守り、担い手を育てることを目的とした条例のこと。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か行	
既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
狭あい道路	幅員が狭い道路のこと。(概ね幅員が4m未満の道路)
橋梁の長寿命化修繕計画	従来 of 事後保全的な対応から計画的かつ、予防的な対応へと転換を図り、橋梁の長寿命化及びコスト削減を図るための計画のこと。
近郊緑地保全区域	『近畿圏の保全区域の整備に関する法律』に基づき、良好な自然の環

	境を有する緑地を保全するために指定された区域のこと。
景観行政団体	景観法に基づく行政事務を行う行政団体のこと。政令指定都市、中核市以外の市町村は都道府県との協議により、景観行政団体になる(移行する)ことができる。
景観計画	景観行政団体が、『景観法』の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。
景観法	都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成16(2004)年度に制定された法律のこと。
下水道普及率	行政人口のうち、下水処理が可能となった下水道整備人口の占める割合のこと。
建築協定	住宅地としての良好な環境や商店街としての利便の維持増進を図るために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定のこと。
建ぺい率	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合のこと。 (建ぺい率=(建築面積/敷地面積)×100%)
交通アクセス	ある場所へ行くための経路、またはその手段のこと。
交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え等の施設で鉄道駅、駅前広場などのこと。
交流人口	その地域に住む居住者(定住人口)に対して、その地域を通勤・通学・観光などさまざまな理由で訪れる(交流する)人のこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごと(10月1日現在)に実施する調査のこと。
国立公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法第5条第2項の規定により環境大臣が指定する公園のこと。
国立社会保障・人口問題研究所	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。
<b>さ行</b>	
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
事前復興	災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること。減災や防災まちづくりの一環として行われる取組のこと。
社叢林	神社の森、神社に茂っている木々のこと。
住宅ストック	過去に建築され現在も存在する蓄積された建築資産としての既存住宅のこと。
重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想において、バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区として定めた地区のこと。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となる台帳のこと。
準防火地域	都市計画法に規定される「市街地における火災の危険を防除するために定める地域」であり、建築物の外壁・軒裏の材料や窓などの開口部の仕様等に対して、一定の防火性能が必要とされる区域のこと。
水源涵養	土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
生活道路	主として近隣に居住する人が地域内の移動に利用する道路のこと。
生産緑地	生産緑地法に基づき、農業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、市街化区域内の農地を保全するために都市計画に定めた農地等のこと。

生物多様性	地球上には様々な環境があり、それぞれに適応した多様な生物が存在し、それらがつながりあっていること。生物多様性基本法平成 20 (2008)年が施行され、地域の特性に応じた、野生生物や生態系の保全、それらのつながりの確保が求められている。
<b>た行</b>	
耐火・準耐火建築物	火災時の火熱に対し、主要構造部が非損傷性と延焼防止の性能をもち、火災の規模によっては一部を修繕すれば再利用できるような建築物のこと。
大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊戯場、その他これらに類する用途に供する建築物の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるものこと
担税力	税の負担能力のこと。
単独浄化槽・合併浄化槽	単独浄化槽は、トイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理しないため、平成 13(2001)年4月から原則禁止。 合併浄化槽は、トイレの排水をはじめ、生活雑排水のすべてを処理するものこと。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、つまり消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をコミュニティという。 コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体や地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと呼び、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別しているものこと。
地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する法律や条例等に基づく制度による緑地のこと。施設緑地に対して地域制緑地という。
地域防災計画	泉南市防災会議が定める計画であって、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市及び市内外の関係機関その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ有機的な推進を図る計画のこと。
地球温暖化	二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の平均気温が上昇すること。
地区計画	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画のこと。
眺望景観	ある視点場(景観を見る地点、展望台など)から視対象(眺められる対象物、山や海など)を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと。
低炭素	地球温暖化の原因である温室効果ガス(二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ))などの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮をすること。
DMO	Destination Management Organization の略で、観光地域づくりを推進する法人のこと。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。 泉南市が属する泉州地域には、「泉州地域における、風土及び文化が

	育んだ食材及び料理、豊かで美しい自然並びに多彩な伝統及び文化を活かした観光振興に関する事業を泉州地域の企業や住民その他関係者の協力を得て行うことにより、観光産業の成長を図り、もって泉州地域の文化の創造、人材の育成及び地域経済の発展に寄与すること」を目的として設立された『一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー』がある。
鉄道駅徒歩圏	一般的に鉄道駅から概ね半径 500m 圏域のこと。
デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
透水性舗装	雨水を多孔質な表層から路盤、路床に浸透させる舗装のこと。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果があるが、路盤の強度の維持等に課題がある。
道路管理者	泉南市内における道路管理者とは、国道は国土交通大臣、府道は大阪府、市道は泉南市であり、道路法に基づき道路を管理する者のこと。
特定空家	倒壊など著しく保安上危険となる恐れ、著しく衛生上有害となる恐れ、著しく景観を損なっている空き家のこと。
特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地で都市計画決定された地区のこと。
都市基盤施設	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。
都市計画区域	都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定されたもののこと。
都市計画提案制度	土地所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした上で、必要とする都市計画の決定や変更について、地方公共団体(大阪府や市町村)に提案できる制度のこと。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
都市公園	都市公園法等で位置付けられている公園や緑地のこと。
<b>な行</b>	
農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。計画には、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。
<b>は行</b>	
ハクセンシオマネキ	環境省の絶滅危惧種に指定されているカニの一種のこと。白色のハサミを動かす様子が白い扇子をふっているように見えるのでハクセン(白扇)シオマネキと呼ばれる。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
バリアフリー基本構想	バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想のこと。
ヒートアイランド	都市部では、エネルギーの大量消費や、地表面の多くがアスファルト・

	コンクリートで覆われていることなどから、郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象のこと。
避難路	地域防災計画において、避難地・避難所に通じる主な道路を、避難路として指定している道路のこと。
ビヨンド GDP (Beyond GDP)	経済の豊かさを測る指標として GDP(国内総生産)に依存するのではなく、環境や幸福、福祉などを含めた包括的な指標を重視するという考え方のこと。持続可能な社会の実現に向けた政策や意思決定に活用されている。
ポンプ場	公共下水道(雨水)排水区域内の低平地では、雨水を河川等に自然排水できないため、強制的に雨水を排除するためのポンプ施設のこと。
<b>ま行</b>	
みどりの基本計画	市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画のこと。
未利用財産	少子化や人口減少による施設の統廃合などにより、未利用となっている施設や用地のこと。
モビリティ・マネジメント	1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
用途地域	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を 12 種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する地域区分のこと。
<b>ら行</b>	
ライフサイクルコスト	計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版計画のこと。
流域治水プロジェクト	河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策も含めた治水対策の全体像をとりまとめたもの。
緑化率	緑化面積の敷地面積に対する割合のこと。 $\text{緑化率} = \frac{\text{緑化施設の面積の合計}}{\text{敷地の面積}}$
6次産業	農山漁村に溢れる「地域資源」(農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など)を有効に活用し、農林漁業者(1次産業従事者)がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指す産業のこと。

---

## 泉南市都市計画マスタープラン

発行  
発行者  
編集

令和 7(2025)年 3 月  
泉南市  
都市整備部都市政策課  
〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号  
TEL 072-483-9973  
<https://www.city.sennan.lg.jp>

---